

# 令和6年度 小中一貫校まつのやま学園 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定及び、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県条例第59号以下「条例」という。）に基づき、「小中一貫校まつのやま学園いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

## 1 いじめの防止等のための基本的な方針

### (1) いじめに対する基本的な考え方

#### ① いじめ及びいじめの類似行為の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒心身の苦痛を感じているものと定義する。（「法」第2条より）

「いじめ類似行為」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等が該当行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものと定義する。（「条例」第2条より）

※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為も含む。

#### ② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

#### ③ いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

#### ④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

### (2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 年度当初の校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤ 保護者・地域住民に、学校がいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。（年度当初のPTA総会等で保護者に学校の取組方針を話し、理解と協力を求める）

## 2 いじめの防止等のための基本的な施策

### (1) 基本となる取組

#### ① いじめの未然防止のための取組

ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

- イ 教育活動全体を通して、児童生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童生徒が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組むつくし会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア 児童生徒の観察（出席確認、健康観察を含む）

時系列項目	児童生徒を観るポイント（例）
(1) 登校から朝学活	1 遅刻・欠席・早退が増えた。
	2 健康観察時に繰り返し体調不良を訴えたり、元気がなかったりする。
	3 教師と視線を合わせようとしない。
	4 仲間からのあいさつや声掛けがない
(2) 教科等の時間	5 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	6 成績や学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	7 発言に対して、周囲で笑いや冷やかし、からかい等がみられる。
	8 グループをつくるときに、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	9 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	10 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	11 一緒にいる仲間が変わった。
	12 職員室や保健室を頻繁に訪れる。
	13 教職員の近くにいたがる。
	14 トイレや物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる。
(4) 昼食時間	15 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
(5) 清掃時間	16 給食のおやずやデザートを他の人に与えている。
	17 重い物や汚れたものを持たされることが多い。
	18 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 終学活から下校	19 責任を押し付けられたり追及されたりすることが多い。
	20 終学活後、用事がないのに下校しようとする。
(7) 部活動	21 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	22 部活動を休みがちになる。
	23 急に部活動をやめたいとか、転部したいと言い出す。
(8) 学校生活全般	24 特定の児童生徒の席だけ誰も座ろうとしない。
	25 廊下等ですれ違うときに避けられる。
	26 不快な呼び名（あだ名）で呼ばれる。
	27 ウザい・キモい・消えろなど、周囲で侮辱的な発言が聞かれる。
	28 机や椅子、ロッカー等にゴミが置かれている。
	29 本意でない係や委員、班長等に無理やり選出される。
	30 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	31 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	32 持ち物がなくなったり、壊されたりすることがある。

イ いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童生徒対象の生活アンケート調査（毎週木曜日）
- ・ 児童生徒のいじめゼロアンケート調査（毎月第3週木曜）
- ・ 児童生徒対象の教育相談を通じた調査（6月・11月・2月）

ウ いじめ相談体制

- ・ 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

エ いじめの防止等のための対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

② 構成員

学園長、副学園長、中学部教頭、小学部教頭、生徒指導主事、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、市教育センター職員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

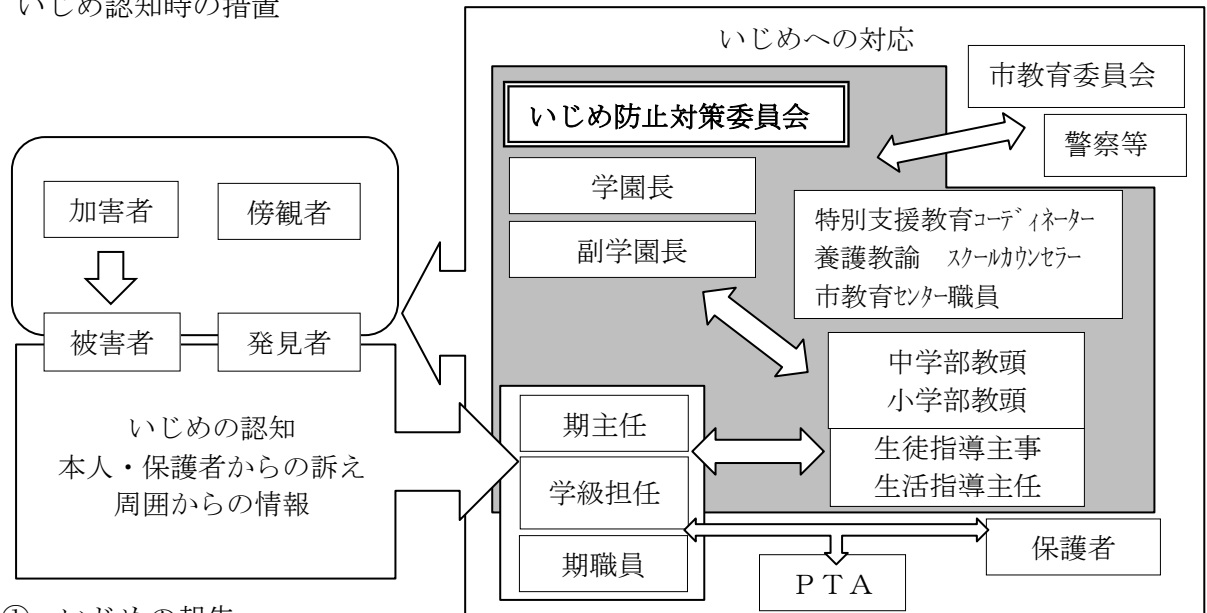
③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・ いじめの未然防止に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は定例会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ認知時の措置



① いじめの報告

ア 暴力行為や集団での中傷発言、(1)の②ア7, 15, 17, 19, 24～32の行為等を見た場合は、すぐその場で止めさせ、複数の職員で当事者及び傍観していた児童生徒から状況の確認を行う。発見者（事情聴取に当たった職員）は、「重大事案」の可能性のあるという認識をもち、直ちに内容を問わず該当学級担任及び期主任へ報告する。

イ いじめに係る相談や訴え（いじめと疑われる行為の報告を含む）を確認した者は、直ちに該当学級担任及び期主任へ報告する。

② いじめへの対応

ア 報告を受けた学級担任及び期主任は、直ちに生徒指導主事・生活指導主任と各部教頭に報告する。生徒指導主事・生活指導主任は、各部教頭と期主任と協議の上、被害児童生徒の保護及び情報の収集と整理について関係職員に指示する。

- イ 各部教頭は、直ちにアの内容及び対応策を学園長及び副学園長に報告する。
- ウ 各部教頭は、その日の内に市教育委員会へ事実を報告し、対応について指導を受ける。
- エ 学園長の指導の下、いじめ防止対策委員会を招集し、いじめ対応の段取りと分担を確認する。
- オ 被害児童生徒を守る立場に立ち、いじめ認知後 24 時間以内を目途にいじめ防止対策委員会の対応について被害児童生徒及びその保護者と相談し、その意向を尊重しながら迅速かつ、慎重に対応する。必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- カ 必要に応じ、市教育委員会の指導の下、警察と連携して対応する。
- キ いじめ防止対策委員での協議内容について、全教職員へ周知する。
- ク 指導等は必ず複数で当たり、加害生徒及び傍観していた児童生徒については、いかなる理由があろうと「いじめ」は許されない行為であることを理解させ、被害児童生徒への謝罪する心情になるまで根気強く指導する。ただし、謝罪の場を設けるかどうか、どのように行うかは被害者の状況（意向）を十分に配慮する。
- ケ いじめに関係する保護者に、関係する情報と学校の対応を説明し、保護者への助言と情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- コ その他の児童生徒に対して、学級指導、期集会、全校集会、部活動等において関係する児童生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- サ 再発防止に向けて、必要に応じて P T A 役員の協力を得て、学年 P T A を開催したり、たよりで現状を報告したりする。
- シ 教頭は、オ～キ及びその後の状況について、市教育委員会に細かく報告し、指導を受ける。

#### (4) いじめの解消要件

いじめ被害者に対する心理的または物理的行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（概ね3ヶ月を目安）継続しているとともに、本人と保護者の面談により、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められている状態になって、いじめの解消とする。いじめが解消に至るまで、被害児童生徒への支援を継続していく。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）

- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

#### (2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

#### (3) その他

- ① 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ② 重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存する。

#### 4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童生徒対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童生徒の情報交換 ○小中一貫教育の推進（通年） ○いじめ対策委員会の開催（通年：週1回を基本）	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○生活アンケート（通年・週1回） ○いじめアンケート（毎月） ○小中一貫教育の活動の充実、異学年交流（通年） ○つくし会サロニール ○山菜採り、美人林清掃	○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報 ○学校と連携した小中一貫教育の推進（通年） ○PTA活動の充実（通年） ○PTA総会・教育期懇談会 ○フリー参観（毎月15日頃）
5	○児童生徒の情報交換	○運動会（社会性育成の視点） ○つくし総会	○広報活動
6	○児童生徒の情報交換	○人権教室（中学部） ○教育相談 ○地区各種大会	○広報活動 ○保護者アンケート
7	○学校評価（前期） ○児童生徒の情報交換	○人権教室（1・2年生） ○県総合体育大会 ○1学期の振り返り	○保護者懇談会 ○広報活動 ○期末保護者懇談
8	○生徒指導研修 ○学校評価（前期） ○児童生徒の情報交換	○家庭・地域での活動の充実 ○2学期の抱負	○家庭・地域での健全育成 ○広報活動
9	○児童生徒の情報交換	○宿泊研修（ステップ） ○新人各種大会 ○親善陸上大会	○広報活動
10	○生徒指導研修 ○児童生徒の情報交換	○湯鳥駅伝大会 ○学園フェスタ	○広報活動 ○保護者アンケート ○学園フェスタ
11	○児童生徒の情報交換	○人権教室（3～6年生） ○教育相談 ○つくし会役員選挙 ○ハートウォーミング運動	○広報活動
12	○学校評価（後期） ○生徒指導研修 ○児童生徒の情報交換	○2学期の振り返り	○期末保護者懇談 ○広報活動
1	○学校評価（後期） ○児童生徒の情報交換	○3学期位の抱負 ○つくし総会 ○スキー学習（～3月）	○広報活動
2	○学校評価（後期） ○児童生徒の情報交換	○卒業・進級に向けた取組 ○教育相談	○広報活動 ○PTA総会 ○教育期懇談会
3	○学校評価（後期） ○児童生徒の情報交換・引継ぎ	○年度の振り返り ○卒業式 ○修了式	○卒業式 ○修了式

平成26年3月3日制定  
令和6年4月1日改訂